



島根県報

令和6年8月16日（金）

号外 第 7 8 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

告 示

島根県告示第542号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年8月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県道	八重垣神社竹矢線	松江市大庭町1141番1地先から同地先まで	前	メートル 26.41～ 26.66	メートル 10.80	松江県土整備事務所 不用物件発生 減幅 払下げ
			後	21.38～ 21.45	10.80	
〃	草野横田線	安来市広瀬町西比田2742番1地先から同地先まで	前	5.38～ 5.87	5.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 災害復旧工事
			後	5.87～ 7.02	5.00	